

4 番日本共産党 小西喜代次

議案 第39号 甲賀市立学校施設開放条例の一部を改正する条例の制定について
反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正案では、第1条で、甲賀市立学校施設開放条例第4条第3項を削り、開放施設から信楽中学校の室内温水プールとトレーニングルームが削除され、平成22年4月1日実施となっています。

この施設は信楽中学校室内体育施設として、2004年平成16年3月8日に竣工式が行われ、建築面積3604平方メートル、延べ床面積4290平方メートル、鉄筋コンクリート造りで総工費10億8721万円、主な設備として25メートル6コースのプールとトレーニングルームを備えています。

竣工式の模様を伝える広報信楽2004年平成16年3月号NO441では「みんなの健康増進のために信楽中学校室内温水プールが完成！健康増進を目的としたお年寄りから幼児までみんなが気軽に楽しめるスイミング」と紹介されています。このようにこの施設は生涯教育の位置づけとともに広く健康づくりの重要な施設です。そのことは利用者の年齢区分を見ても明らかです。現在の利用者626人のうち子どもさんから中学生までが40%、16歳から39歳までが27%、40歳代以後が33%、とはば広く利用されています。

利用状況は昨年4月～11月でのべ6461人、月平均で808人、1日平均32人で、まさに当初の目的にかなった利用となっています。

そして、生涯教育、健康づくり重視の施策は、従来から本市の課題として取り入れられてきたところです。いまこの課題で市長のいうところの「峻別と集中」が求められるのではないかと考えます。

利用者の願い、施設の目的をいかすため、あらゆる手立てをうち、一般開放を継続すべきと考えます。

そのため今条例案に以下の理由で反対いたします。

- ①利用したいという市民の願いを反映していないこと。
- ②検討過程で利用者、市民の声が汲み取られておらず、協働、市民参加の市の方針から不十分であること。
- ③そもそもの目的である、学校教育と市民のスポーツレクリエーション活動、健康づくりの場として開放します、という目的に対して総合的な検討が不十分であること。
- ④今後の施設の維持管理、活用、市民の財産としての有効活用の方向性が示されていないこと。
- ⑤財政面で、広く市民の協力を得て継続する検討の余地が残されていることです。

そこで、この間うかがった市民の声を紹介します。

○値上げされてもそれでも利用したい人は多い

○もっと早く言ってもらえば、みんな赤字巾を下げる努力ができたのに。利用者にチャンスを与えてほしい

○赤字が分かっているのになぜ早く伝えて、協力を求めなかったのか。継続が困難であれば、利用者も何らかの努力ができたのに。

○プールというのは、一度に利用する人数が限られている、単純に利用者を増やして採算が取れるものではないので、だからこそ利用者の協力がいる。

○突然4/1から廃止では時間的に無理があるのではないか。

- 他地域には民間施設だが室内プールがあるが、車を使えない高齢者や子どもは他地域の施設を利用できない。
 - 市の施設なのに利用者だけに説明するだけでよいのか。広く市民に伝えるべきでないか。一般市民は何も知らされずに4/1を迎える。
 - 健康増進、予防ができてこそ医療費もさがる
 - 他の中学校との公平性という意見があるが、税金10億もかけてできた施設、信楽だけのものではなく広く甲賀市民全体の財産であり、甲賀市民へアピールすべきではないか
- などの声です。

また、施設建設にかかわった当時の関係者の方の話を紹介します。

- 生涯学習施設として、一般、また高齢者の健康づくり、スイミングクラブの育成をめざし、教育施設の一環として年間通じて使えるものとして有効と考えた。
- 費用面で、冬場の温水プール利用が無理でも、夏場に一般開放して活用できないか。室内プールの利点を活かしてほしい。
- 水口や甲賀には室内プールがあるが、信楽にはない。せつかくある施設だから有効に活用してもらいたい。

これらの声に耳を傾け、尊重すべきと考えます。

最後にリハビリで利用している高齢者の女性の声を紹介して討論を終わります。

「お医者さんから、病後のリハビリにとすすめられ、ひざにも負担がなく、経過も良くなっている。水口までは車もなく高齢でいけない」との悲痛な声です。

条例案反対へ議員の皆さんの賛同をお願いして反対討論といたします。